



お支払いする場合

- 健康診断で胃かいようと診断され公的医療保険制度における保険給付の対象となる入院をしたケース。
- 自宅の階段を踏み外して右足を骨折し、公的医療保険制度における保険給付の対象となる入院をしたケース。



お支払いできない場合

- 工事現場で業務中のケガにより入院し、労災保険(労働者災害補償保険)の適用を受けたケース。
 - 労災保険(労働者災害補償保険)が適用された入院は公的医療保険の給付対象とならないため、入院治療給付金はお支払いできません。

「入院治療保障特約(2021)」
の場合は ○ となります

「入院治療保障特約(2021)」は、「入院治療保障特約」の支払事由を拡大し、自由診療や労災保険(労働者災害補償保険)などの場合も支払対象としました。

解説

- 「入院治療保障特約」と「入院治療保障特約(2021)」では「お支払いする場合」が異なります。

	特約名【特約付加・更新日】		支払額								
	入院治療保障特約 [2021年1月1日以前]	入院治療保障特約(2021) [2021年1月2日以降]									
・公的医療保険適用の場合(※)	○	○	<table border="1"> <thead> <tr> <th>特約の型</th> <th>入院治療給付金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I型</td> <td>診療報酬点数 × 1円</td> </tr> <tr> <td>II型</td> <td>診療報酬点数 × 2円</td> </tr> <tr> <td>III型</td> <td>診療報酬点数 × 3円</td> </tr> </tbody> </table> <p>診療報酬点数は、入院中の療養に係る点数です。</p>	特約の型	入院治療給付金	I型	診療報酬点数 × 1円	II型	診療報酬点数 × 2円	III型	診療報酬点数 × 3円
特約の型	入院治療給付金										
I型	診療報酬点数 × 1円										
II型	診療報酬点数 × 2円										
III型	診療報酬点数 × 3円										
・自由診療の場合 ・労災保険(労働者災害補償保険)・自賠責保険(自動車損害賠償責任保険)・公的介護保険適用の場合 ・公的医療保険制度の被保険者資格を喪失している場合 など	×	○	<table border="1"> <thead> <tr> <th>特約の型</th> <th>入院治療給付金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I型</td> <td>入院日数 × 1,700円</td> </tr> <tr> <td>II型</td> <td>入院日数 × 3,300円</td> </tr> <tr> <td>III型</td> <td>入院日数 × 5,000円</td> </tr> </tbody> </table>	特約の型	入院治療給付金	I型	入院日数 × 1,700円	II型	入院日数 × 3,300円	III型	入院日数 × 5,000円
特約の型	入院治療給付金										
I型	入院日数 × 1,700円										
II型	入院日数 × 3,300円										
III型	入院日数 × 5,000円										

※「公的医療保険適用の場合」とは以下のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます

- 健康保険法
- 国民健康保険法
- 国家公務員共済組合法
- 地方公務員等共済組合法
- 私立学校教職員共済法
- 船員保険法
- 高齢者の医療の確保に関する法律